

議案第52号

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の
件

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「又は介護時間」を「，介護時間」に，「の承認」を「又は高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和59年鹿児島県条例第29号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中，1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

企業職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため，所要の改正をしようとするものである。